

○学校法人東京理科大学評議員の報酬等に関する規程

平成11年3月26日

規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人東京理科大学の評議員の報酬、出席手当及び交通費の支給について定めるものとする。

(報酬等の種類)

第2条 評議員の報酬等は、次に掲げる報酬及び出席手当とする。

(1) 報酬 45,000円

(2) 出席手当(1回につき) 15,000円

2 前項の出席手当は、書面又は電磁的方法により評議員会の議案に係る意思表示をした者について出席とみなし、支給する。

3 第1項第1号に規定する報酬は、7月1日又は1月1日(以下この項において「基準日」という。)に評議員である者に対して、原則として基準日の翌月に支払うものとする。

(交通費等の支給)

第3条 交通費は、評議員が評議員会に出席した場合に、次のとおり支給するものとする。

(1) 評議員が学校法人東京理科大学業務規程(平成13年規程第6号)第3条に規定する専任及び嘱託の職員である場合は、学校法人東京理科大学出張旅費規程(平成30年規程第134号)に基づく交通費

(2) 前号に該当しない評議員の場合は、実費

2 利用経路については、原則として、合理的かつ経済的と認められる経路によるものとし、次のとおりとする。

(1) 前項第1号の評議員の場合は、自宅又は勤務地最寄り駅から評議員会の会場の最寄り駅まで

(2) 前項第2号の評議員の場合は、自宅最寄り駅又は本務先から評議員会の会場の最寄り駅まで

3 評議員会の出席に当たり宿泊料が発生する場合は、理事長が認めた場合に限り、学校法人東京理科大学国内出張旅費支給基準(平成30年基準第135号)に規定する等級区分Aに準じた宿泊料を上限に実費支給する。

(支給方法)

第4条 評議員の報酬等の支給方法については、次のとおりとする。

(1) 報酬等は、基準日の翌月15日に支給する。ただし、支給日が金融機関の休日に当たるときは、前営業日に支払うものとする。

(2) 前号に規定する報酬等は原則として、評議員の指定する本人の銀行口座に、全額を振り込むことによって支払うものとする。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、私立学校法(昭和24年法律第270号)第151条第2号及び私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)第55号第2項に定める評議員に対する報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議によって行うものとする。

附 則

この規程は、平成11年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年2月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、第2条第3項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日から令和7年度の定時評議員会の終結の時までの間は、なお従前の例による。